

## 第8号議案

愛南町職員の給与に関する条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和4年3月8日提出

愛南町長 清水 雅文

### 提案理由

愛媛県東京事務所等へ職員派遣が生じた場合に、地域手当の支給が必要となるため。

愛南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

愛南町職員の給与に関する条例(平成16年愛南町条例第50号)の一部を次のように改正する。

第8条の2を次のように改める。

(地域手当)

第8条の2 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して町長が規則で定める地域に在勤する職員に支給する。当該地域に近接する地域のうち民間の賃金水準及び物価等に関する事情が当該地域に準ずる地域に所在する公署で規則で定めるものに在勤する職員についても、同様とする。

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 1級地 100分の20
- (2) 2級地 100分の16
- (3) 3級地 100分の15
- (4) 4級地 100分の12
- (5) 5級地 100分の10
- (6) 6級地 100分の6
- (7) 7級地 100分の3

3 前項の地域手当の級地は、町長が規則で定める。

4 医療職給料表(1)の適用を受ける職員には、当分の間、給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の16を乗じて得た月額地域手当を支給する。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

愛南町職員の給与に関する条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第1条～第8条 略 (地域手当)</p>	<p>第1条～第8条 略 (地域手当)</p>
<p>第8条の2 <u>医療職給料表(1)の適用を受ける職員には、当分の間、給料及び扶養手当の月額合計額に100分の16を乗じて得た月額の地域手当を支給する。</u></p>	<p>第8条の2 <u>地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して町長が規則で定める地域に在勤する職員に支給する。当該地域に近接する地域のうち民間の賃金水準及び物価等に関する事情が当該地域に準ずる地域に所在する公署で規則で定めるものに在勤する職員についても、同様とする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>2 <u>地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</u></p>
	<p>(1) <u>1級地 100分の20</u>                  (2) <u>2級地 100分の16</u>                  (3) <u>3級地 100分の15</u>                  (4) <u>4級地 100分の12</u>                  (5) <u>5級地 100分の10</u>                  (6) <u>6級地 100分の6</u>                  (7) <u>7級地 100分の3</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>3 <u>前項の地域手当の級地は、町長が規則で定める。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>4 <u>医療職給料表(1)の適用を受ける職員には、当分の間、給料及び扶養手当の月額合計額に100分の16を乗じて得た月額の地域手当を支給する。</u></p>
<p>以下 略</p>	<p>以下 略</p>